

鹿角市公告第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により鹿角市森林整備計画を変更したため、同法第10条の5第10項の規定に基づき、関係書類を次のとおり縦覧に供することにより公表する。

令和4年3月23日

鹿角市長 関



一 縦覧に供する書類

鹿角市森林整備計画

二 縦覧場所

鹿角市役所産業部農地林務課